

特定非営利活動法人 全国脊髄小脳変性症・多系統萎縮症友の会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人全国脊髄小脳変性症・多系統萎縮症友の会といい、略称を全国SCD・MSA友の会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都豊島区北大塚2丁目7番2号第6不二ハイツ1階61B号室に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、脊髄小脳変性症・多系統萎縮症の患者及び家族に対して交流の場を提供し、またこの疾病に伴う身体的機能低下が起こす様々な困難を緩和するための情報を発信する。これらの活動を通じて神経難病である脊髄小脳変性症・多系統萎縮症に対する社会的認識を深めもって保健、医療の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 脊髄小脳変性症・多系統萎縮症の患者、家族のための支援事業
- (2) 脊髄小脳変性症・多系統萎縮症の患者、家族のための相談事業
- (3) 脊髄小脳変性症・多系統萎縮症の患者、家族のための情報提供事業
- (4) 脊髄小脳変性症・多系統萎縮症の原因究明と治療法の確立を目指す医療機関との協働事業
- (5) 脊髄小脳変性症・多系統萎縮症に対する社会的認識を深めるための啓蒙、啓発事業
- (6) 脊髄小脳変性症・多系統萎縮症の各地患者会の連絡と支援事業
- (7) その他、第3条の目的を遂行するため必要とする事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

本会の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申しこむものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない

3 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費の不返還)

第12条 既納の会費は、返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち1人を会長とし、副会長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において正会員のうちから選任する。

2 会長、副会長は、理事会において理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が

1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席した正会員の過半数の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第5章 総会

(総会の種別)

第20条 本会の総会は、通常総会および臨時総会の2種類とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、本会の運営に関する、以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告および決算の承認
- (2) 役員の選任および解任
- (3) 会員の除名
- (4) 定款の変更
- (5) 合併
- (6) 解散
- (7) 解散した場合の残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求があったとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第27条 総会の議事は、あらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面または電磁的方法をもつての表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名し、これを保存しなければならない。

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は会長が必要と認めたときに開催する。ただし次の各号の一に該当する場合において開催する。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長もしくは会長が指名した者がこれに当る。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合はこの限りでない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ議決することはできない。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法をもつての表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過と概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品及び助成金
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

(会計の原則)

第41条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画および予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

(予備費の設定及び使用)

第44条 削除

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 本会の、事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更と解散

(定款の変更)

第48条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上

の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 本会の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第49条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときの残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

（合併）

第51条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 本会の公告は、本会のホームページに掲示することとし、法第31条の10及び第31条の12に関する事項については官報に掲載して行う。

## 第10章 事務局

（事務局）

第53条 本会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

（職員の任免）

第54条 事務局長及びその他の職員の任免は、会長が行う。

## 第11章 顧問および相談役

（顧問および相談役）

第55条 本会の運営に適切な助言を受けるため、医療、法政等の専門家に顧問を委嘱し、

また本会に功労のあったものに相談役を委嘱する。

- 2 前項の顧問および相談役は理事会で選任するものとする。

## 第12章 雑則

(細則)

- 第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。  
2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	齋藤 亮二
副会長	江見澤 洋
副会長	春木 初枝
理事	村田 明弘
同	井上 葵
同	濱野 外茂子
同	吉村 曜子
同	吉村 治
同	野口 英世
同	吉田 芳夫
同	大槻 洋子
同	並木 玲子
同	鳥澤 幸子
監事	熊谷 富美子
同	春山 昌義

- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年6月30日までとする。  
4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。  
5 本会の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。  
6 本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

①正会員（個人）	年会費	3,600円
②賛助会員（個人）	年会費	1口 3,600円（1口以上）
③賛助会員（団体）	年会費	1口 10,000円（1口以上）

附則 この定款は、平成 29 年 10 月 4 日から施行する。

附則 この定款は、令和 4 年 9 月 15 日から施行する。